

平成24年度 人事行政等の運営の状況をお知らせします(抜粋)

対馬市職員の給与や職員数、勤務条件などについて公表します。なお、詳しい内容は、対馬市総務課及び各地域活性化センター地域支援課で閲覧できますし、対馬市ホームページでもご覧いただけます。

勤務時間の状況 (平成24年4月1日現在)

1週間の勤務時間	始業	終業	休憩時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8:45	17:30	12:00~13:00	-	土曜日 日曜日

職員採用の状況 (23年度) (23年度)(単位:人)

区分	上級試験	中級試験	初級試験	選考	備考
行政職			6		一般事務
消防職			2		消防士

休暇の種類 (平成24年4月1日現在)

区分	付与日数	区分	付与日数
年次休暇	20日	子の看護	5日の範囲内
病気休暇	90日	短期介護	"
公民権行使	必要な期間	忌引	10日~1日
官公署への出頭	"	祭日	1日
骨髄液提供	"	夏季	3日
ボランティア	5日の範囲内	住居滅失・損壊	7日の範囲内
結婚	"	災害交通遮断	必要な期間
産前・産後	8週間	公益団体・体育行事	"
育児	1日2回 各30分以内	介護休暇	6月の範囲内
出産補助	2日	組合休暇	30日の範囲内

退職の状況 (23年度) (23年度)(単位:人)

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	合計
行政職	16			1	17
消防職			1		1
教育職		1	2		3
労務職		2			2

部門別職員数の状況 (単位:人)

部門	区分	職員数		
		21年度	22年度	23年度
一般行政	議会	5	5	5
	総務	117	110	112
	税務	34	33	31
	民生	79	76	78
	衛生	62	62	62
	農林水産	44	44	43
	商工	19	16	18
	土木	33	39	36
小計	393	385	385	
特別行政	教育	93	89	83
	消防	81	82	85
	小計	174	171	168
公営企業等	診療所			
	水道	20	19	18
	交通	2	2	2
	下水道			
	その他	57	53	41
小計	79	74	61	
合計		646	630	614

人件費の状況 (平成23年度普通会計決算)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	昨年度人件費率
32,470,842千円	5,486,563千円	16.9%	16.2%

給与費の状況 (平成24年度普通会計予算)

職員数(A)	給与				一人あたり給与(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
544	2,138,373	314,765	786,012	3,239,150	5,954

(注)上記は当初予算の額。職員手当には退職手当は含まない。

職員の初任給の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	学歴	初任給	10年後	20年後
行政職	大学卒	172,200円	260,100円	357,800円
	高校卒	140,100円	207,000円	304,200円
労務職	高校卒	135,600円	200,000円	282,700円
	大学卒	178,200円	252,400円	333,300円
医療職(1)	短大卒	156,000円	226,800円	321,500円
	大学卒	201,100円	260,600円	330,400円
医療職(2)	短大卒	188,900円	252,600円	322,100円
	大学卒	192,800円	286,100円	374,300円
教育職	短大卒	164,400円	255,500円	357,100円

(注)各区分・学歴ごとの初任給の額は国と同額です。

年齢別職員構成の状況 (23年度) (単位:人)

区分	20未満	20~23	24~27	28~31	32~35	36~39	40~43	44~47
職員数	9	24	20	51	67	80	51	49
区分	48~51	52~55	56~59	60以上	合計			
職員数	59	117	86	1	614			

ラスパイレス指数

区分	22年度	23年度	ラスパイレス指数...国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数 類似団体...人口規模、産業構造が対馬市と類似している団体
対馬市	99.0	99.0	
全国市平均	98.8	98.8	
類似団体	96.4	96.7	

職員の分限処分の状況 (23年度) (単位:人)

処分事由	降任	免職	休職	合計
心身の故障	0	0	3	3

職員の懲戒処分の状況 (23年度) (単位:人)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	2				2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	7	1			8
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合			1		1

期末手当及び勤勉手当の状況 (23年度)

一人あたり平均支給額	1,461千円(対前年2千円)
支給割合	期末手当(2.60月分) 勤勉手当(1.35月分)
職務に応じた役職加算	5%~15% 管理職加算なし

時間外勤務手当の支給状況

支給実績(23年度決算)	121,978千円
職員1人あたり平均支給年額(23年度決算)	261,195円

その他の手当の支給状況

(平成23年度実績)

手当名	支給実績	支給職員1人あたり平均支給年額
扶養手当	105,733千円	261,068円
住居手当	36,411千円	246,023円
通勤手当	44,170千円	95,814円
管理職手当	37,264千円	368,952円
休日勤務手当	10,223千円	146,039円
夜間勤務手当	8,234千円	108,347円
特地(準特地)勤務手当	7,761千円	1,108,785円
教員特別手当	618千円	88,286円
宿日直手当	59千円	4,900円
管理職特別勤務手当	54千円	27,000円
単身赴任手当	6,412千円	267,167円

特別職の報酬等の状況

(平成24年4月1日現在)

区分	給料月額等	
給料	市長	720,000円 (参考)類似団体における最高/最低額 940,000円 / 259,000円
	副市長	551,000円 / 750,000円 / 249,000円
報酬	議長	360,000円 / 545,000円 / 230,000円
	副議長	306,000円 / 474,000円 / 200,000円
	議員	288,000円 / 450,000円 / 180,000円
期末手当	市長・副市長 市議会議員	2.95月分(23年度支給割合)
退職手当	市長	給料月額 × 在職年数 × 600/100
	副市長	給料月額 × 在職年数 × 360/100

退職手当の状況(23年度)

区分	普通退職	勸奨・定年	
支給率	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
一人あたり平均支給額	96千円	25,577千円	

(注)職員手当の一人あたりの平均支給額は、前年度に退職した全職種にかかる職員に支給された平均額

特殊勤務手当の状況

支給実績(23年度決算)	7,786千円
支給職員1人あたり平均支給額(23年度決算)	52,258円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	24.3%
手当の種類(手当数)	12種類
手当の名称	支給単価(円)
税務手当	1日 500
感染症等防疫作業手当	1日 3,000
犬猫等死体処理作業手当	1件 500
行路病人・死亡人取扱作業手当	1日 6,000
機械操作手当	月 4,000
廃棄物処理業務手当	月 5,000
介護手当	月 5,000
消防業務手当	1夜 400
火災等出動手当	1回 300
救急出動手当	1回 200
感染症搬送手当	1回 300
社会福祉業務手当	月 5,000

平成25年 成人式を開催します

日時：平成25年1月13日(日) 13:00~

場所：シャインドームみね(峰町)

対象者：平成4年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方

ご案内：対象者の方(市内中学校を卒業され、市外にお住まいの方を含む)へ案内を送付しております。

お手元に届かない場合は、お問い合わせください。



(写真：昨年度成人式の様子)

問い合わせ 総務部 総務課 0920(53)6111

平成24年度 予算執行状況をお知らせします(平成24年9月30日現在)

平成24年度の一般会計の歳入状況は、159億1,219万円が収入済みで、執行率は47.5%です。国庫支出金・県支出金・市債については事業完了後に交付されるため、低い執行率となっています。

一般会計

各数値は四捨五入により、計とは一致しない場合があります。

		歳 入		
	区 分	予 算 額	収 入 済 額	執 行 率 (%)
1	市税	27億5,229万円	12億5,469万円	45.6
2	地方譲与税	1億9,901万円	7,094万円	35.6
3	利子割交付金	500万円	264万円	52.8
4	配当割交付金	200万円	84万円	42.0
5	株式等譲渡所得割交付金	50万円	0円	0.0
6	地方消費税交付金	2億2,000万円	1億6,516万円	75.1
7	自動車取得税交付金	1,700万円	1,191万円	70.1
8	国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,100万円	0円	0.0
9	地方特例交付金	2,500万円	494万円	19.8
10	地方交付税	154億3,978万円	118億9,731万円	77.1
11	交通安全対策特別交付金	260万円	172万円	66.2
12	分担金及び負担金	1億9,945万円	7,893万円	39.6
13	使用料及び手数料	3億5,861万円	1億7,028万円	47.5
14	国庫支出金	45億974万円	11億8,138万円	26.2
15	県支出金	27億8,881万円	4億6,957万円	16.8
16	財産収入	7,685万円	3,531万円	45.9
17	寄附金	86万円	42万円	48.8
18	繰入金	3億3,080万円	0円	0.0
19	繰越金	4億9,702万円	4億9,702万円	100.0
20	諸収入	1億1,921万円	6,915万円	58.0
21	市債	59億2,710万円	0万円	0.0
	計	334億8,262万円	159億1,219万円	47.5

歳出は108億2,897万円が支出済みで、執行率は32.3%です。建設工事が多い土木費(15.9%)は、完成が年度末に集中するため執行率が低くなっています。

		歳 出		
	区 分	予 算 額	支 出 済 額	執 行 率 (%)
1	議会費	2億13万円	1億209万円	51.0
2	総務費	47億8,213万円	14億8,794万円	31.1
3	民生費	63億2,745万円	24億7,934万円	39.2
4	衛生費	50億3,509万円	11億6,350万円	23.1
5	労働費	0円	0円	-
6	農林水産業費	37億9,837万円	8億9,042万円	23.4
7	商工費	5億4,555万円	2億5,710万円	47.1
8	土木費	32億458万円	5億1,082万円	15.9
9	消防費	9億9,854万円	4億366万円	40.4
10	教育費	21億9,787万円	9億3,475万円	42.5
11	災害復旧費	8,233万円	1,949万円	23.7
12	公債費	62億8,240万円	25億7,987万円	41.1
13	諸支出金	827万円	0円	0.0
14	予備費	1,991万円	0円	0.0
	計	334億8,262万円	108億2,897万円	32.3

特別会計は、41億5,580万円が収入済みで執行率は36.0%。歳出は45億9,534万円が支出済みで執行率は39.8%です。

特別会計

区 分	予 算 額	収 入 済 額	執行率 (%)	支 出 済 額	執行率 (%)
診療所特別会計	4億1,471万円	9,468万円	22.8	1億7,240万円	41.6
国民健康保険特別会計	58億4,614万円	21億9,275万円	37.5	24億9,001万円	42.6
介護保険地域支援事業特別会計	1億2,147万円	3,715万円	30.6	5,518万円	45.4
介護保険特別会計	34億4,857万円	14億3,471万円	41.6	13億2,318万円	38.4
特別養護老人ホーム特別会計	2億7,556万円	7,794万円	28.3	1億2,102万円	43.9
簡易水道事業特別会計	10億3,906万円	2億2,172万円	21.3	3億1,115万円	29.9
集落排水処理施設特別会計	2,213万円	693万円	31.3	959万円	43.3
旅客定期航路事業特別会計	3,928万円	543万円	13.8	1,722万円	43.8
後期高齢者医療特別会計	3億4,437万円	8,449万円	24.5	9,559万円	27.8
計	115億5,129万円	41億5,580万円	36.0	45億9,534万円	39.8

水道事業企業会計

区 分	予 算 額	収 入・支 出 済 額	執行率 (%)
収 益 的 収 入	2億7,792万円	1億2,681万円	45.6
収 益 的 支 出	2億6,272万円	7,967万円	30.3
資 本 的 収 入	1億1,736万円	50万円	0.4
資 本 的 支 出	2億4,625万円	1,537万円	6.2

基金・市債・借入金現在高

区 分	金 額	市 民 一 人 あ た り 額		
		昨年度の数値(参考)		
基金現在高	99億1,909万円	28万9千円	24万7千円	
内 訳	財政調整基金	13億1,553万円	3万8千円	3万7千円
	減債基金	24億4,078万円	7万1千円	6万8千円
	振興基金	12億9,580万円	3万8千円	3万5千円
	まちづくり基金	10億円	2万9千円	2万9千円
	合併振興基金	18億50万円	5万2千円	2万9千円
	その他(16基金)	20億6,648万円	6万円	5万円
	市債現在高	523億7,585万円	152万6千円	159万1千円
内 訳	一般会計	465億2,115万円	135万6千円	140万8千円
	特別養護老人ホーム特別会計	3億2,769万円	1万円	1万1千円
	簡易水道事業特別会計	46億5,511万円	13万円6千円	14万円
	集落排水処理施設特別会計	2億5,177万円	7千円	8千円
	水道事業企業会計	6億2,013万円	1万8千円	1万8千円
一時借入金現在高	0円	-	-	

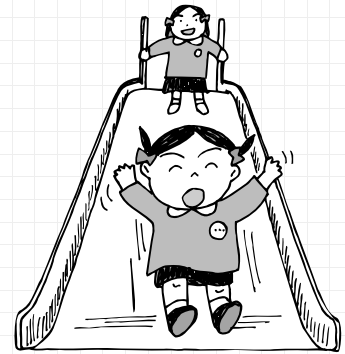


平成25年度対馬市立幼稚園の入園児を募集します

募集期間 平成24年11月26日(月)～平成24年12月14日(金)

募集園

園名	住所	電話	通園区域
厳原幼稚園	厳原町今屋敷670	0920(52)0134	対馬市 全域
久田幼稚園	厳原町久田432	0920(52)2843	
鶏鳴幼稚園	美津島町雞知乙588-3	0920(54)2366	
比田勝幼稚園	上対馬町比田勝720	0920(86)2238	



募集人員

区分	生年月日	募集人員
5歳児(1年保育)	平成19年4月2日～平成20年4月1日生	各35名
4歳児(2年保育)	平成20年4月2日～平成21年4月1日生	各35名
3歳児(3年保育)	平成21年4月2日～平成22年4月1日生	各20名

入園料・保育料

年齢 (年保育)	料金	
	入園料	保育料
5歳児 (1年保育)	9,000円	6,100円
4歳児 (2年保育)	9,000円	6,100円
3歳児 (3年保育)	12,000円	9,100円

国の基準単価により改定されることもあります。

申込方法

- ・「入園申込書」及び「誓約書」は、募集園及び各地域活性化センター・各教育委員会に用意しています。
- ・提出は、必要事項を記入のうえ、住民票(謄本)を添付し、募集園又は教育委員会各地区教育事務所にご提出ください。詳細は、募集要項をご参照ください。

その他

- ・入園は、希望園において保護者同伴のうえ、面談を行い決定します。
面談日...平成25年1月11日(金) 面談場所...各幼稚園
- ・募集人員を超える場合は面談終了後、改めて期日を設定し抽選で入園者を決定します。
抽選にもれた場合、定員に満たない他の園があれば、再度申し込むことができます。
再募集期間...平成25年1月21日(月)～平成25年1月25日(金) 詳細は後日連絡
- ・現在、在園中の園児については申込の必要はありません。

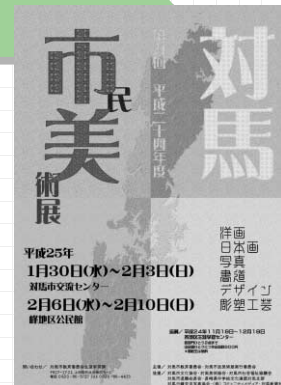
問い合わせ 教育委員会 総務課 0920(86)3211

「第9回対馬市民美術展」作品を募集します

- 募集部門** 洋画・日本画・書道・デザイン・彫塑工芸・写真
出品資格 対馬市内居住者で、高校生(または16歳)以上の方
出品点数 各部門に1人2点まで(1人最高12点まで)
 自作未発表(対馬市内で未発表)のものに限る
出品料 出品料1出品者当たり500円(高校生は出品料不要)
申込先 生涯学習課及び各地区生涯学習センター
申込期間 平成24年11月19日(月)～12月19日(水)

【主催】 対馬市教育委員会・対馬市民美術展実行委員会

【展示期間・場所】 前期: 対馬市交流センター 平成25年1月30日(水)～2月3日(日)
 後期: 峰地区公民館 平成25年2月6日(水)～2月10日(日)



問い合わせ 教育委員会 生涯学習課 0920(86)3052

新しい博物館建設についてあなたのご意見をお聞かせください

現在計画中の「新博物館」。博物館建設に関する情報を市民の皆様にお知らせし、関心をもっていただくとともに、博物館建設について皆様からの忌憚のないご意見をお聞かせ願います。

博物館建設市民意見交換会日程

11月19日(月)...美津島文化会館 3階	12月10日(月)...上県地区公民館 2階
11月28日(水)...豊玉文化会館 2階	12月11日(火)...峰地区公民館 1階
12月 8日(土)...上対馬総合センター 2階	12月12日(水)...対馬市交流センター 3階

いずれの会場も午後7時から開始予定です。

新しい博物館の基本計画（概要版）を、本広報紙と共にお配りしています。ご参加の際には、必ずご持参願います。



問い合わせ 教育委員会 文化財課 博物館準備室 0920(54)2341

「第8回人権を考える対馬マンス研修会」を開催します



日 時 平成24年12月23日(日) 12:45～(受付12:15～)
 会 場 対馬市交流センターイベントホール
 内 容 ・プラスバンド演奏・中学生人権作文発表・「辛淑玉」講演
 ・太鼓集団「いもの鼓」演奏・「ESPERANZA」人権コンサート
 ・地元少年合唱グループによる合唱・人権パネル展(予定)

問い合わせ 教育委員会 生涯学習課 0920(86)3052

福祉課からのお知らせ

介護時に必要な紙おむつの費用を助成します

在宅での介護の際に、常時紙おむつを使用していられる世帯に対し、経済的負担の軽減と在宅生活の継続及び向上を図るため、紙おむつ購入費の助成を行っています。



対象となる方 対馬市に住所を有し、次の要件を満たす方（生活保護法による被保護者を除く）の属する世帯の代表者
 (1) 介護保険制度による要介護4又は5の認定を受けた在宅の高齢者等であって、常時紙おむつを使用している方
 (2) 直近の住民税非課税世帯に属する方

助成限度額 月額5,000円
 支払方法 口座振込

助成を希望される方は、福祉保健部福祉課及び各福祉窓口にて、申請書にご記入のうえ、領収書を添付してご提出ください。

11月は児童虐待防止推進月間です

気づくのはあなたと地域の心の目(2012年スローガン)

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

虐待を受けたと思われる子どもがいたら
 ご自身が出産や子育てに悩んだら
 子育てに悩む親がいたら



勇気を持ってご連絡ください

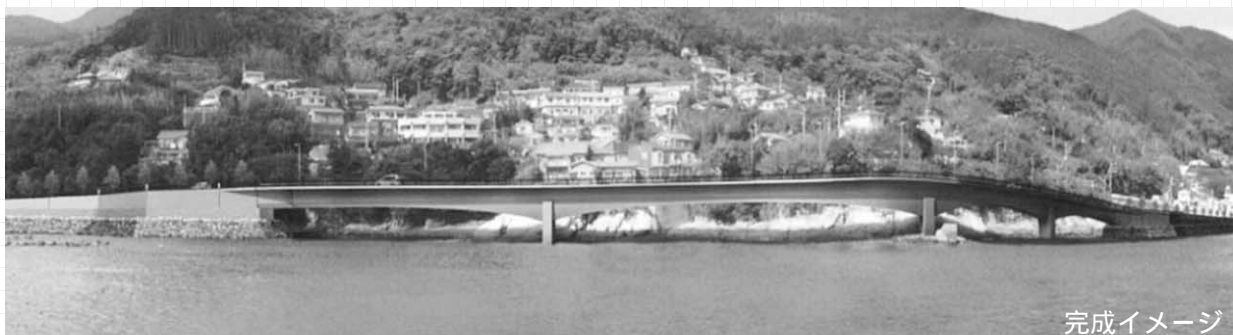
連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



オレンジリボン
 キャンペーン

問い合わせ 福祉事務所 福祉課 0920(58)2294

厳原港で建設中の新しい橋の名前を募集します



現在、厳原港で建設中の臨港道路は、平成25年7月中の供用開始を予定しており、その一部は橋梁部分になります。そこで、市民の皆様から新しい橋の名称を募集します。

応募方法 建設部管理課・各地域活性化センター及び対馬振興局に用意してある応募用紙に必要事項を記入の上、備え付けの応募箱へ投函・郵送・FAX・Eメールで応募ください。ただし、応募は1人1点とさせていただきます。

応募先 投函：建設部管理課・各地域活性化センター地域支援課・対馬振興局

郵送：〒817-8510 対馬市厳原町国分1441

厳原港整備計画検討委員会事務局（建設部管理課内）

FAX：0920(53)6123 E-mail：kanri@city.nagasaki-tsushima.lg.jp

応募期限 平成24年12月7日（金）まで（必着）

応募いただいた中から、「厳原港整備計画検討委員会」で名称を決定します。

なお、既存の橋の名前で「厳原大橋」「お船江大橋」がございます。ご注意ください。

問い合わせ 建設部 管理課 0920(53)6111

上対馬地域活性化センターからのお知らせ

新比田勝港国際ターミナル建設検討委員会公募委員を募集します

募集人員 1名

委員の任期 委嘱の日から平成28年3月31日まで

応募資格

- ・市内に住所を有し、現に居住する20歳以上の方
- ・平日昼間に開催される委員会に出席可能な方
- ・本市の他の審議会等の公募委員に2以上選任されていない方
- ・行政機関の職員及び市議会議員ではない方

応募方法 建設部管理課・各地域活性化センターに用意してある申込書に必要事項を記入のうえ、持参・郵送・FAX・Eメールにより提出してください。

応募先 〒817-1701 長崎県対馬市上対馬町比田勝575-1

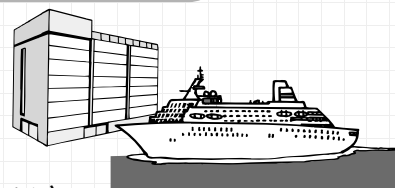
上対馬地域活性化センター 地域支援課

FAX：0920(86)4529 E-mail：t.kamitsushima@city.nagasaki-tsushima.lg.jp

応募期限 平成24年11月30日（金）まで

選考方法 対馬市審議会等の委員の公募に関する要綱第9条第1項の規定に基づいて選考します。

報酬等 なし



問い合わせ 上対馬地域活性化センター 地域支援課 0920(86)3111



地域マネージャー通信

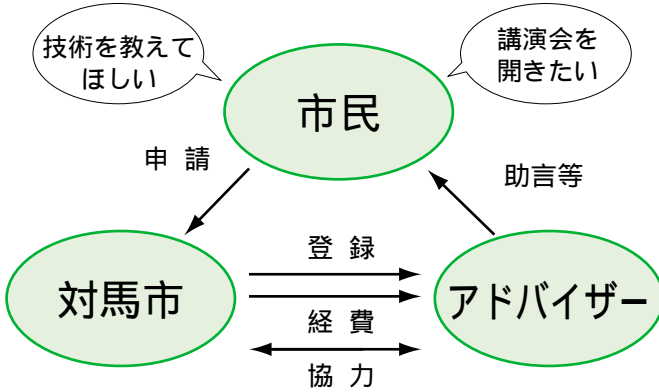
チコネ通信
VOL.20
支援制度のご紹介

今回は、各地域で行われている様々な取り組みに対して活用できる、市独自の支援制度についてご紹介します。

【対馬市アドバイザー派遣支援事業】

地域が抱えるさまざまな課題について、アドバイザーから指導・助言をもらって解決への糸口を見つけませんか。指導・助言を行うアドバイザーを市に登録することで、アドバイザー派遣にかかる経費（謝礼・交通費等）を市が助成金として支援します。

例



平成24年10月実施
発達障害児支援のための特別支援学習会

アドバイザー登録が増えれば、同様の課題を抱える地域に対して、市からアドバイザーを紹介・派遣できるようになります。

制度の積極的な活用をお待ちしています。

問い合わせ 地域再生推進本部 協働のまちづくり推進グループ 0920(53)6111

地域再生推進本部からのお知らせ

対馬市市民基本条例推進審議会の公募委員を募集します

- 公募人数 2名
- 委員の任務 市民基本条例に関する事項について履行状況の検証など
- 委員の任期 委嘱の日から平成28年3月31日まで
- 応募資格
 - ・市内に住所を有し、現に居住する20歳以上の方
 - ・平日昼間に開催される委員会に出席可能な方
 - ・本市の他の審議会等の公募委員に2以上選任されていない方
- 応募方法 応募申込書に必要事項を明記し、持参・郵送・FAX・Eメールにより応募ください。
なお、応募申込書は、市役所4階地域再生推進本部又は、各地域活性化センター地域支援課でお受け取りになるか、市ホームページからダウンロードしてご利用ください。
- 応募先 持参：地域再生推進本部・各地域活性化センター地域支援課
郵送：〒817-8510 対馬市厳原町国分1441 対馬市地域再生推進本部
FAX：0920(53)6112 E-mail：tiikisaisei@city.nagasaki-tsushima.lg.jp
- 応募期限 **平成24年12月5日(水)まで**
- 選考方法 対馬市審議会等の委員の公募に関する要綱第9条第1項の規定に基づいて選考します。
- 年間開催回数 平成24年度は1回、平成25年度以降は年に2回程度を予定しています。
- 報酬等 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。

問い合わせ 地域再生推進本部 協働のまちづくり推進グループ 0920(53)6111



対馬産ブルーベリー「島の瞳」ブランド化へ大きな1歩!

この夏、対馬市内に「鮮やかな紫の“涼”」をおとどけた“ご当地ブルーベリーアイス”と“ご当地サイダー TSUSHIMA SUNSET SODA”。その原材料は美津島町島山産のブルーベリー。

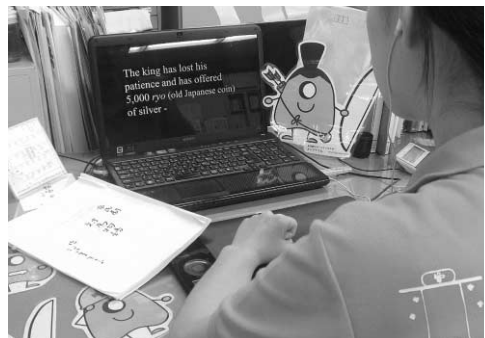
須澤隊員が商標登録を申請し、10月11日、特許庁から対馬市あてに商標登録証が届きました。これにより、対馬産ブルーベリーは「島の瞳」を正式に名乗れることになりました。対馬市では今後、いろんな商品に使用できるよう、商標使用のガイドラインを定めていく予定です。



「対馬物語」が「TALE of TSUSHIMA」に

11月13日～16日、福岡市と韓国釜山広域市で開催される国際フォーラム「BRIT2012」に併せて、14日福岡市で公演された対馬市民劇団「漁火」によるミュージカル「対馬物語」。村田隊員が、2時間にわたる長編ミュージカルの全セリフを英語力を活かしてすべて英訳。海外の皆様も、字幕で「対馬の歴史」に触れることができました。

また「対馬物語」は、国際交流員：李敏貞さんによって韓国語にも翻訳されています。



指令「ツシマニアを増殖させよ」

島の祭典「アイランダー2012」開催

平成24年11月24日(土)・25日(日) 池袋サンシャインシティ
今年も「島おこし協働隊」が対馬ブースをプロデュース!!



(写真：アイランダー2011の様子)

対馬ブースをインターネットライブ中継予定!!

最新情報は「島おこし協働隊」facebookで

島おこし協働隊



未来に繋ごう！豊かな森林

本年4月1日より施行されました「対馬市森林づくり条例」。
今回は“対馬市森林づくり委員会”の第4回の会議結果について紹介します。



第4回会議では、基本計画の全体素案の検討を行いました。計画のコンセプトは、“100年後の対馬市の森林のあるべき姿”と“**連続する森・川・里・海のつながり**”。そのために、今後どのような施策が必要かということについて意見交換等を行い、各委員より多くの有意義なご意見をいただきました。

次回は今回の意見を反映させた基本計画の再検討と併せ、対馬市の伐採に関するルールづくりに入る予定です。伐採全般に係るルールについては、条例で定める“**森林の有効活用**”と“**森林環境の保全**”の2つの分野において、林業を生業とされている方はもちろんのこと、島に住む全ての方に関係してくるものです。

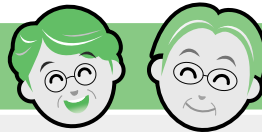
委員会は公開で行っています。豊かな森林を未来に繋ぐしくみづくりに参加してみませんか？

【今後の委員会開催予定】

日 時	場 所	内 容（予定）
11月19日（月）13:30～	市役所別館大会議室	・計画（全体案検討） ・伐採ガイドライン骨子の検討 他

問い合わせ 農林水産部 農林振興課 0920(53)6111

年金コーナー



『国民年金よくある質問』

Q 遺族基礎年金が支給される遺族の範囲はどのようになっていますか？

遺族基礎年金の受給権者となるのは、被保険者が死亡したときに、その人によって生計を維持していた次に掲げる妻または子です。

死亡した夫の子（18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にあるときは20歳未満の子）と生計を同じくしている妻

死亡した人の子（18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にあるときは20歳未満の子）

したがって、夫が死亡したときは妻と子が、妻が死亡したときは子が、遺族基礎年金の受給権者になることができます。

なお、死亡当時胎児だった子が生まれたときは、その子は死亡した人によって生計を維持していたものとみなされ、妻はその子と生計を同じくしていたものとみなされます。

離婚・再婚等の場合

死亡した被保険者等の子を伴って離婚していた妻の場合：遺族基礎年金の受給権は発生しません。

しかし、死亡した人と子の間に生計維持関係が認められる場合には、子に受給権が発生します。

死亡した被保険者等が再婚し、後妻との間に子があった場合：後妻と先妻の子と後妻の子に受給権が発生し、先妻の子と後妻の子は支給停止の扱いとなります。

被保険者等が再婚し、先妻の子と後妻とが生計を同じくする前に死亡した場合：先妻の子に受給権が発生し、後妻には受給権が発生しません。

遺族基礎年金の受給権を有する子のある妻が再婚した場合：

妻はその受給権を失いますが、子は受給権を失いません。

詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ】

👉 日本年金機構長崎北年金事務所 095(861)1582

《長崎北年金事務所の出張年金相談》

日時 12月12日(水) 14:00～17:00

場所 峰地区公民館

日時 12月13日(木) 9:00～17:00

場所 上対馬総合センター